

[別紙1]

鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (平成31年1月31日(木)まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更(以下の場合)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
○補助金の増額を伴う変更
○補助対象事業及び内容を追加する変更

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは:補助対象事業の支払が全て完了した日とする。
間接補助については、補助事業者が間接補助事業者の実績報告を受理し、
この審査を完了した日とする。
【事業が翌年度にわたる場合】
進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の支払い

※補助金額確定の通知後、支払いを行う。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・環境立県推進課・次世代エネルギー推進室
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7879
kankyourikken@pref.tottori.lg.jp